

平成26年度第1回  
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成26年(2014年)7月1日(火)

13:30~15:02

場 所 滋賀県庁大津合同庁舎7-B会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

平和堂日夏店

ニトリ近江八幡店

(2) その他

3 その他

4 閉 会

[午後 1時30分 開会]

1 開 会

(挨拶 記録省略)

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：それでは、これまでの説明で何か質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ニトリ近江八幡店の国道8号を挟んで北西側の用途地域はどうなっていますか。

○事務局：周辺は一带市街化調整区域です。

○会長：住宅が建つ予定はどうですか。

○事務局：例えば地区計画の指定であったり、あるいは沿道等で許可により立地したものがあってもいいかもしれませんが、基本的には市街化調整区域に関して言いますと、農家住宅など限定的なものしか建たないということがございます。

○会長：はい、わかりました。

他に、ございませんでしょうか。

それでは、設置者からの説明をお願いしたいと思います。

まず、平和堂日夏店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

平和堂日夏店

○会長：本日は、お疲れ様です。

それでは、平和堂日夏店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：それでは、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に簡単に説明させていただきます。

まず、お手元の届出書の別添図面2を御覧ください。今回の変更届出は、既存店舗敷地の西隣の、図面で言いますと、変更箇所（追加）と表示してあります部分に別敷地と

して店舗面積1,000平方メートル未満のドラッグストアを新設しまして、それと並行して大店立地法の手続を進めて、手続の終了後に両敷地を一体化するという届出でございます。

この図面の前面の県道を境にしまして、店舗を含む北西側は準工業地域、南側は第一種住居地域および第一種中高層住居専用地域に指定されておまして、新設部分の北西側は事業所、コンビニエンスストア、中古車店、鉄工所などがございますけれども、北側に、河川を挟みまして住宅地がございます。それから、県道の反対側も道路端はガソリンスタンドや水田があるのですけれども、その向こう側には住宅地がございます。

別添図面4、建物配置図（1階）変更後という図面を御覧ください。既存店舗は1階の売場面積を若干増床しますけれども、建物や荷さばき施設、廃棄物保管施設等については変更いたしません。図面左側の新設店舗ですけれども、こちらの荷さばき施設と、それから廃棄物保管施設は、先ほど申しました川の反対側の住宅地からなるべく遠い位置に設けてございます。

駐車場の出入口につきましては、図面右側からNo.1とNo.2は既存店現況のままでございますけれども、その次に県道に面して設けていました出口No.3を閉鎖し、歩行者用の出入口だけ残すという形にしまして、新設店舗部分に新たにNo.3とNo.4の出入口を設けます。

駐車場の収容台数は、指針計算式によって算出されます必要駐車台数234台に対して、それを上回ります273台を確保し、さらに併設施設の飲食店用が32台、それから従業員用駐車場として55台を別途確保するという計画で届出しております。

しかしながら、追加資料2を提出しておりますが、そちらに記載しましたとおり、図面中央の北側の住宅地に面する部分で、従業員用駐車場として21台の枠が表示されておりますけれども、ここにつきましては事前に開発の関係で住民説明会をさせていただきました際に、当該住民の皆様から使用するなという強い御意見をいただきましたもので、その部分の21台は現在カラーコーンを置きまして、繁忙時以外は閉鎖するというようにしております。

ただ、従業員用駐車場は必要でございますので、その分を図面西側になりますけれども、中古車屋さんとの間の空き地に15台分設けてございます。

次に、交通の関係でございますけれども、周辺道路の交通量予測につきましては、別添図面 2 に表示しました日夏町南交差点で交通量調査を行いまして、そのピーク時の交差点解析を行いました。結果は届出書の 5 ページに記載してありますとおりでございます、交差点の需要率は変更後も 0.5 程度ですので、交通に関しては特に問題ないと考えております。

場内交通および車両の出入りにつきましては、繁忙時には出入口付近に交通整理員を配置しまして、交通の円滑化を図る計画でございます。

それから、騒音の関係でございますけれども、別添図面 5-1 を御覧ください。等価騒音レベルの予測は、店舗周辺の住居が現に立地しているか、あるいは将来家が建つ可能性のある地点の中から、店舗からの騒音の影響が大きいと考えられる地点を選びまして、図面に示しております A から E の 5 地点で行いました。

結果は、届出書の 8 ページの 10 に記載しましたとおり、いずれの地点でも昼間・夜間ともに環境基準に適合してございますので、周辺地域の生活の環境に及ぼす影響は小さいと考えております。

夜間の騒音レベルの最大値の予測でございますけれども、これにつきましては店舗の敷地境界の位置ということで、図面の a、b と、C、D、E の 5 地点で行っております。ただ、この D 地点は敷地境界が、出入口の真上に当たってしまいますので、県道の店舗向かい側の位置で予測をいたしました。

予測結果は、届出書の 8 ページの 11 に記載しましたとおりでございます、C、D、E 地点では、夜間 10 時以降に退出する車両の走行音によって規制基準値を上回りますけれども、当該地の隣接地が現状では農地や空き地ということで当面は支障がないと評価しまして、将来、隣接地に家が建つような場合には、対象の住民の皆様等と協議の上、必要な対策を講じるということにしております。

ところが、この D 地点につきましては、水田を 1 枚挟んで 10 メートルほど離れたところに住居が立地してございますので、事務局の方から、この住居の位置でも予測評価をするべきとの御指摘をいただきまして、追加で予測を行いました結果を、追加資料の 1 として提出してございます。

その追加資料に記載しましたとおり、住居の位置 D' 地点におきましても、退出車両による夜間の最大値は 48 デシベルほどの数値になりまして、住居地域の夜間の規制基

準で40を上回る予測結果でございます。ただ、この間には県道三津・野口線がありまして、夜間はそれなりの交通量のあるところでございますので、そちらを通ります自動車騒音に比べましたら、この値は非常に小さいというふうに考えられますので、こちらの地域の生活環境を保持する上で大きな支障はないと考えてございます。

以上、簡単でございますが、周辺への配慮事項について説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長：はい、説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、平和堂日夏店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。

どなたからでも結構ですので、御質問があればお願いします。

はい。

○委員：聞いていまして、少しわかりにくかったのが出口No. 3のところですが、閉鎖されるのですか。

○設置者：省略しましたけれども、正確には別添図面3-1の変更前の図面を、御覧いただければと思います。

こちらが変更前の現況の出入口の位置でございまして、既存店舗からちょうど県道に面しましたところに出口No. 3というのが現況はございます。

ただ、この出口につきましては、今回、増床変更するに当たり、新設店舗の方の出入口を2カ所設けますので、こちらについては閉鎖して、歩行者のみ通れる形の出入口にするということでございます。

○委員：出入口を移動するという形ですね。

○設置者：はい。

○委員：それで商品の搬入は、どの出入口になるのですか。

○設置者：商品の搬入は、出入口No. 2というところがございます。交差点の形状をしているところがございますが、この出入口を曲がって私道がございます。そちらを入れて、奥に荷さばき施設があります。そちらで搬入をするという流れになっております。

○委員：新しく建てられる店舗の搬入も、ここからやるのですか。

○設置者：新しく建てる方は、出入口No. 4から入りまして、店舗の裏側、オレンジ色で書かれているところがあるかと思うのですが、そこで荷さばきをするという形になっております。

○会長：よろしいですか、はい。

○委員：外部スピーカーがあるように書かれているのですが、これはどういうことに利用されるのでしょうか。

騒音1の3ページの表の中に書かれておりますが。

○設置者：外部スピーカーはございません。

○委員：これは、なしという意味ですか。

○設置者：そうです、はい。

○会長：よろしいですか、はい。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：交通の件で少しお伺いしたいのですが、今回、増床した箇所ではなく、既存店舗の現状もそうなのですが、店舗と駐車場の間に私道がありますよね。いただいた資料では、県道側から入る出入口No. 2となっていて、奥の県道と反対側、車が北から通れるような感じに見えるのですが、ここは常時塞がれていると考えていいのでしょうか。それとも、通り抜けはできるのでしょうか。

○設置者：車止めのところは、常時車が入りできないような形で閉鎖しております。

○委員：南側からだけ入れるという状態になっていると。

○設置者：そうです。

○委員：わかりました。

○会長：よろしいですか。

今のところに関連して、私の方からも質問なんですけども、私道と書いてあるところは、一般車両が通過したりはできないような構造になっているということなんですけども、荷さばき車両は入ったりする訳ですね。それと、右側の駐車場から左側に横断する車がありますが、そのあたりの危険性はどうかでしょうか。

○設置者：現況は何か大きな事故があったりというのはございませんので、特に問題ないと認識しております。

○会長：あと、ここは車が通れない構造になっているようですが、一般の歩行者が入って  
きたりすることはあり得ますか。

○設置者：歩行者の方はあります。

○会長：ありますか。

○設置者：はい。

○会長：そこの安全対策は、問題はないのですか。

○設置者：そうですね。今のところは、特に何かトラブルがあったということはございま  
せんので。

○会長：今のところはないと。

○設置者：はい、問題ないという形で認識しております。

○会長：それから、出入口No. 2の交差点から、南方へ直接行くような車もありますか。

○設置者：交差点に南から真っすぐですか。

○会長：南の方に出る車が、直進で南に下がる車もあり得るのですね。

○設置者：そういう車もございます。

○会長：ここは、信号はないのですか。

○設置者：信号はあります。

○会長：あるのですね。

○設置者：はい。

○会長：そこでコントロールされていると。

○設置者：そうです、はい。

○会長：他に御質問ありますか。

どうぞ。

○委員：別添図面4で、変更後の建物配置図がありますけれども、今回、御説明にはなか  
ったのですが、緑で網かけがしてあるところ、建物A、Bは既に飲食店が営業されてい  
るということでよろしかったでしょうか。

○設置者：はい。建物Aの方は既に営業しておりますが、Bは建築中ございまして、予  
定では7月ないし8月頭ぐらいの開業を予定しております。

○委員：具体的に、どういったお店かは。

○設置者：喫茶店、カフェのような飲食店です。

○委員：A、Bとも。

○設置者：Aはファストフードです。

○委員：もう一つ、図面の中で白く四角で囲まれて、何も無いところがあるのですけども、ここも何かしら今後出店予定はあるのでしょうか。

○設置者：はい。今現在ははっきりした計画はないのですが、いずれ何かこちらの方で事業をしたいと考えてはおります。具体的なものまだ決まっておられません。

○委員：別添図面2で用途地域や小中学校の通学路が示されているのですが、この県道沿いは中学校の通学路になっているということですが、そこに店舗への出入口がたくさん設けられているのですが、このあたりの安全確保や誘導員の方の設置については、いかがでしょうか。

○設置者：誘導員につきましては繁忙期には設置して、歩行者、自転車の方の安全を確保していきたいと考えております。現状、それに対応しております。

また、事前に中学校、小学校にお伺いしまして、こういう計画をしておりますので、我々も安全対策は十分させていただきますが、児童さん、生徒さんにも学校さんの方から御指導をお願いしますという形でお願いしまして、学校さんの方も、わかりましたということで、お互い連携しながら安全の確保に努めておるところでございます。

○会長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他に、ございませんでしょうか。

私の方から。住民が使用するなというふうに強く言われたというのは、もしよければ、もう少し具体的に、どういう理由で「使用するな」ということになったのでしょうか。

○設置者：駐車場の向かいの住宅にお住いの方ですけども、夜間のライトがまぶしいとか、そういうことで、ここは車を停めるなということがありました。我々としましても、目隠しフェンスの設置ですとか、大分距離はあるのですが、建物をちょっと後退した形で計画していますということで御説明はさせていただいたのですが、御理解を得られなかったもので、今現在、ここは先ほど申し上げましたが、カラーコーンで繁忙期以外は使用停止という形でさせてもらっています。

○委員：音でなくて、光ですか。

○設置者：光のことをおっしゃっていました。

○設置者：1軒の方だけがこだわられまして、他の方はそうはおっしゃられなかったのですけど。

○会長：それと逆の方、先ほどD'の地点で、住民の方から今のところは騒音に関する苦情はないということですが、これは直接聞きに行っていますか。それとも、向こうから特に言ってきていないということでしょうか。

○設置者：こちらから聞きにということはありません。特に先方さんから御意見等をいただいているということはありません。

○会長：実際、前面道路の走行車両の音の方が大きいかもしれませんが、やっぱり基準を超えている地点ではあるので、実際に直接住宅に伺って、退店車両による騒音の影響はありませんかと聞いていただいた方がいいと思います。

その辺はお願いできますでしょうか。

○設置者：わかりました。実はこちらの方、立地法に基づく説明会とは別で、この周辺の自治会長さんを通して御説明をさせていただきまして、会長さんに、オープン後も御意見等ありましたらおっしゃってくださいと、地元の皆さんにもお伝えくださいという形で、会長さんとは連携をとってやらせていただいているのですけども、今御意見いただきましたので、そのような形のことも本当はすべきかと思えます。

○会長：多分何軒かだけですので、御訪問いただければと思います。

他に、何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：駐輪場のことについてですけども、既存よりも減って50台ということで、主には平和堂の近くに設置されていますが、新しく追加される敷地の方は、特に飲食店などがあれば、自転車で来る方もおられるのかなと思うのですが、そちらの敷地の方には駐輪場は確保ができないのでしょうか。

○設置者：今現在は、現況に合わせた形でさせてもらっているのですけども、今後著しく駐輪が増えるということになりましたら、当然検討すべきこととなりますので、その際はまた前向きに検討していきたいと考えております。

○委員：自転車で来られる方でいえば、出入口No. 4とかNo. 3とかで飲食店に乗りつけて、店の前に置かれるような気はしますので、問題が発生するようであれば、近くに駐輪場を設置されるなどお願いしたいと思います。

○設置者：わかりました。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：混みぐあいの想定はどうですか。増設したことでどうなりますか。

○設置者：交通のことですか。

○委員：ええ。

○設置者：出入口の能力ということでしたら、届出書の6ページに駐車場の入庫処理能力というところがございますけども、これが今の交通予測で言いますと、それぞれ出入口No. 1・2は1時間当たり204台、それから出入口No. 3・4は1時間当たり50台、お客さんが見えになるという計算になっているのですが、それに対して立地法の方で示されています駐車場の処理能力、特にゲートも何にも設けない出入口は、8秒に1台処理できるということです。

○委員：そういう細かい数字で言われても、ピンとこないですが。

○設置者：450台処理可能のところは2カ所あるのに対して、来店は204台ですから、4倍以上の余裕があります。

○委員：スムーズに出入りができると。

○設置者：はい。

○委員：県道の方には渋滞等の影響は及ばないということですか。

○設置者：はい。

○委員：駐車場については、前は土日などはアルバイトの学生さんが切符を切っていて、今は機械で出入庫を管理していますが、このお店は、今度ゲートで管理する予定ですか。

○設置者：機械式なり有人なり、ゲートで管理する駐車場というのは、今のところ考えておりません。

○委員：考えておられませんか。

○設置者：はい。

○会長：よろしいでしょうか。

他に、御質問ありますでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

ニトリ近江八幡店

○会長：それでは続きまして、ニトリ近江八幡店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

○会長：本日はありがとうございます。お疲れ様です。

ニトリ近江八幡店の変更届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いできればと思います。

○設置者：それでは、今回の届出について、御説明をさせていただきます。お手元の概要資料の14ページからになります。

お手元に届出書があるようでしたら、1ページ目から説明させていただきます。

まず、資料-4という図面です。変更後の配置図がありますので、そちらと併せて説明させていただきます。

今回の変更ですけれども、店舗敷地の西側にコンビニエンスストアのサークルKがテナントとして出店するというので、変更の届出をさせていただいています。

サークルKの店舗面積はそれほど大きくありませんので、大店立地法で認められています既存店の店舗面積の1割以内に収まっておりますので、増床の届出には当たっておりません。ただ、サークルKを運営していくに当たりまして、荷さばき施設や廃棄物保管施設を新たに設けますので、これに対する数や位置の変更をさせていただいております。

それから、今回のテナントの出店に当たりまして、出入口を1カ所、出入口No. 3と書いてあると思うのですが、新設の届出のときには出口No. 3ということで、出口専用であったところでございます。この位置を移動させて、出入口とする変更をさせていただいております。

簡単に概要を説明しますと、今回変更に当たりまして、まず荷さばき施設の数が増えます。サークルKの建物の南側にありますが、そちらが50平米確保してございます。廃棄物保管施設も1カ所増えまして、サークルK棟の裏側、敷地の西側になりますけれども、こちらに1カ所、6.02立米。それから、サークルKの営業時間

が24時間ですので、来客者が駐車場を利用することができる時間帯、これも24時間ということになってございます。

それから、出入口ですけれども、先ほど申しましたように、もともとの出口No. 3を出入口にしまして、位置を東側に動かすという変更でございます。

今回の変更に伴いまして、騒音の予測をさせていただいております。それが届出書の図面で言いますと、資料-5、騒音発生源位置図（変更後）です。一部、騒音の予測地点がこの図面に書ききれなかったもので、資料の方に記載をさせていただきます。

今回、サークルKの出店に伴いまして、サークルKに設置する室外機が稼働いたします。それからサークルKにつきましては、搬入は夜間も含めて24時間ございますので、それに伴う音、それから廃棄物収集音、それから当初発生していなかった夜間の来客の車両音、そういったものを新たな予測対象としてございます。

等価騒音につきましては、この新たな騒音の発生源を加えました結果、資料-6の方にA、B、Cという予測地点があり、こちらが等価騒音の予測地点ですが、いずれも騒音の測定の結果は環境基準を満たすという結果になってございます。

同じく資料-6のa、b、cというところで、夜間の最大値の計算をさせていただきます。

このa、b、cのうち、まずbです。B地点ではニトリの排気口が原因で、夜間の最大値を超えます。これにつきましては、新設時も超えている訳ですけれども、敷地境界のところには用水路があり、用水路を挟んだ反対側の農地のところで再予測をすると基準を満たすということで、この再予測地点が等価騒音レベルと同じB地点です。

それから、cの敷地境界ですけれども、サークルKが24時間営業ということで、どうしても来客車両、それから搬入車両の音が敷地境界で騒音規制法の規制基準を超過する訳ですけれども、このcの前に国道8号がありまして、さらにその道を挟んで反対側にガソリンスタンドがございますけれども、そのガソリンスタンドのさらに裏側に住宅が建っております。この住宅の壁面、Cという等価騒音レベルを予測した場所で予測しますと、こちらで騒音規制の規制基準を満たすという結果になってございまして、生活環境については影響が軽微であるということで今回の届出をさせていただいております。

以上、簡単ではございますけれども、今回の変更の概要ということで説明をさせていただきました。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは質疑応答に移りますが、ニトリ近江八幡店に関する質問は、全てこの場でお願いしたいと思います。

御質問、ございませんでしょうか。

○委員：よろしいでしょうか。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：夜間の自動車の走行が20キロメートル／hという予測と書いてあると思うのですが、本当にこのスピードが守られているのでしょうか。夜間だと駐車場がかなり空いているので、もっとスピードを出されるということはないのでしょうか。

○設置者：夜間につきましては、サークルKだけの運営ということで、それ以外の出入口No. 1と入口No. 2については、現在閉鎖を考えてございます。ですので、夜間のコンビニというのは一定お客さんが来ますけれども、概ね店舗の周りの駐車場ぐらいで収まる台数でございます。ですので、駐車場は広いですが、場内を車が走り周ることはほとんどありませんので、20キロにしていますけれども、実際はもっと遅いぐらい、国道側から入ってこられまして、アクセル踏まずに入るぐらいのスピードで来られるものだと思っております。

○会長：よろしいでしょうか。

では、お願いします。

○委員：近江八幡市の意見で、「垣または柵の届出が必要となる」と書いてあるのですが、これはどういう意味ですか。

○設置者：敷地の境界ですとか、出入口も含めて、柵や垣根をつくる場合は届出が要するというところです。今回、そういったものはありませんので、届出はいたしません。

○委員：そういう意味ですか。

○設置者：はい。

○委員：それを、設置しろということではないのですね。

○設置者：ないです。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：先ほど事務局の説明の中の写真では、まだ全然着工していない段階でしたが、ここに変更予定日として7月23日とありますが、コンビニは7月23日にオープン予定なのではないでしょうか。

- 設置者：この日付は届出してから8カ月後の日になっています。
- 委員：ということは、オープンはまだもう少し先ですか。
- 設置者：建物の完成が8月8日頃と考えておまして、実際のオープンは、その後にスタッフの研修などもさせていただきますので、8月21日オープンを予定しております。
- 委員：はい、わかりました。
- 会長：はい、どうぞ。
- 委員：資料1-18ページに、騒音の予測評価がございますけれども、定常騒音の音源は何ですか。
- 設置者：音源につきましては、資料1-16ページの方に書いておりますけれども、設備としまして空調室外機と冷凍室外機、排気口、キュービクル、これを対象としております。同じように資料1-17にありますのが、変動騒音と衝撃騒音というふうに解釈してございます。
- 委員：この室外機等は夜間には動かさないものもあるから、夜間の方が低くなっているということですか。
- 設置者：昼間と夜間で、夜間の方が低いのは、例えばニトリにつきましては夜間の営業はありませんので、一部24時間稼働の換気扇以外は稼働しませんので、その分、音は小さくなっております。
- 委員：A、B、Cというのは、全部ニトリ側の測定地点ですか。
- 設置者：いえ、両方合わせた評価をしておまして、ただ、私どもニトリの店舗は、夜間は営業しませんので、夜間はサークルKさんの音だけが残ってしまうということで、低くなります。
- 委員：環境基準以下ではあるのですが、かなり環境基準に近い値になっておりますので、これを超えないように気をつけていただければと思います。
- 設置者：はい。
- 委員：もう一つ、8ページのところに荷さばき施設の搬入車両の数が書いてございますけれども、早朝に集中させないといけない理由はあるのでしょうか。あまり影響のない日中とか、そういうところに分散させる方がいいのではないかとと思われるのですが。
- 設置者：全コンビニが一緒とは言わないですけども、決められた時間に配達するということについて、昼間ですと渋滞や環境、ガソリンの問題も考えまして、最も空いている

時間帯、無駄な走行がない時間帯となりますと、なるべく夜よりも朝、新聞配達が動くような時間帯になるべく全部配達するのがいいのではないかという考えから、その時間に意図的にとといいますか、集中させていただいています。

○委員：今のところは基準を超えていないようですけれども、これも御配慮いただければと思います。

○設置者：かしこまりました。

○会長：よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：先ほども御回答があったのですが、夜間、コンビニエンスストアだけが営業しているときは、出入口No. 1とか2は、ゲートか何かで閉鎖をされる予定ということでしたか。

○設置者：はい。

○委員：出入口No. 3は開いていて、コンビニを利用される方はその周辺に停めるであろうということですが、ただ、出入口No. 3から入ってしまえば、中の駐車場に行こうと思えば行ける状態ということです。中で区切ったりはせずに、出入口だけを塞いで、中の駐車場は利用が自由な状態ですか。

○設置者：それも今後の課題として私ども考えておまして、閉店後の区切りというのを検討はしています。ただ、それはオープンから少し経ってから状況を見て、どの辺で閉鎖しようかというのは、これから考えるところでございます。恒久的ながっちりした構造物だと事故にもつながりかねませんので、カラーコーンですとか、そういったもので、もし車が接触したとしても、大きな事故にならないようなものと考えています。

○委員：防犯上や、たまり場になったりしたら困ると思いますので、必要に応じて区切って一部閉鎖するなどされたらいいのかなと思います。

○設置者：はい。

○委員：あと、コンビニエンスストアぐらいの規模であれば一般的だと思うのですが、荷さばき施設に関しては、特に建物とか壁とかがあるようなものではなく、スペースがあるということでしょうか。

○設置者：はい。

○委員：先ほど騒音の点もいろいろ議論にはなっておりましたが、特に朝方のエンジンの音ですとか、荷さばきの音などには特に配慮していただけたらと思います。

○設置者：はい、わかりました。

○会長：他、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

○会長：それでは、ここで5分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。

45分から再開ということをお願いします。

[午後 2時39分 休憩]



[午後 2時45分 再開]

(2) その他

○会長：時間も来ましたので、再開させていただきたいと思います。

それでは、まず、平和堂日夏店の届出内容について、御審議いただきたいと思います。いかがでしょうか。

まず、大きな問題はないように思いますので、意見はなしでいいのではないかなと思います。

よろしいでしょうか。はい。

あとは、付帯意見をどう付けるかということかと思いますが、光の問題は特殊なケースだと思いますので、とりあえず置いておいてもいいですか。一つ気になるのは、夜間の最大値が基準を超えているところがありますので、それについてはやはり将来、住民の方から苦情が出た場合には、しっかりと誠意を持って対応する必要があるかと思っています。

あるいは、周りが農地になっていて住宅が建てられる可能性がありますので、そういったところについて、将来必要に応じて対策をとるというくらいのことが一点挙げられるのではないかと思います。

それと、もう一点挙げられるとしたら、私道がありまして、そのところが歩行者も通ることがあり得るということですし、駐車場が統合されると場内が割と行き来しやすくなるので、もし車がスピードを出して場内で駐車場の中を走ったりすると、危ない可能性もあるかとも思いますので、そのあたりくらいかなと思いますが、以上2点について何か付帯意見を付けるということではいかがでしょうか。

もっと他に付けるべきところがあれば、御提案いただければと思うのですが、今の2点、付帯意見を付けるということではよろしいでしょうか。

それでは、今のことを文章にしてみますと「増床に伴って駐車区画の変更があり、既存店前面の通路の幅員が拡幅されて、かつ、敷地間のフェンスが撤去されることにより、従来よりも速い速度で車両が当該通路付近を走行するおそれもある。それから、私道の部分についても、一般の歩行者が入ってくる可能性があるということで、交通整備員の配置、一時停止線の設置、その他適切な方法により歩行者の安全も確保されたい。」ということをして1点付帯意見を付ける。

2点目として、「騒音の夜間最大値が基準を超過することから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意を持って対応・協議し、適切な対策を講じられたい。また、将来、当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、駐車場の一部閉鎖や遮音壁の設置など騒音に関する必要な対策を講じること。

」

この2点を、今のような文章を付けさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして、ニトリ近江八幡店の届出内容について、御審議いただきたいと思います。

ここは出入口が変更されるので、それに伴う交通の危険性のことが心配されるかなと思いますし、駐車場を適切に運用しないと青少年のたまり場になるなどの心配もされるということですね。それと、多分大丈夫だという気はするのですが、国道8号を挟んで反対側に、今は市街化調整区域でガソリンスタンドもあって住宅が建ちにくい状況だと思うのですが、もし将来住宅が建つことがあれば、騒音の環境基準を超えていますので心配だということかと思いますが。

ここも懸案事項は、以上2点ぐらいでしょうか。

ということで、まず届出内容の総合的な評価として、意見なしで、先ほど申し上げたような付帯意見を2点付けるということで、文案を申し上げます。

「位置が変更され、入出庫が可能となる出入口No.3をはじめとして、出入口付近において交通整理員の配置、経路誘導看板の設置、その他の適切な方法により来退店車両の誘導を徹底されたい。また、駐車場の出入口の閉鎖や一部の使用制限によって、場内の走行する車を適切に誘導し、青少年のたまり場になることがないように配慮してほしいということで、1点目の配慮を求めるということでよろしいでしょうか。」

2点目として、「騒音予測において基準値を超える地点があることから、近隣住民等から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応・協議し、適切な対策を講じられたい。また、将来、当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、継続して適宜対策を講じること。」といったような文章でまとめさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ということで、以上2つの案件の審議を終えました。

それでは、今、審議しました結果を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたしますので、御了解をお願いしたいと思います。

なお、知事への答申の案文につきましては、後日改めて委員の皆様にご覧いただいた上で、答申するということでよろしいでしょうか。はい。先ほど私が申し上げたような文案ですが、もう少し文案を整えたりするということがあるかと思います。

それでは、これで審議は終了します。

### 3 その他

○会長：その他、事務局の方から報告事項があればお願いしたいと思います。

○事務局：それでは、報告事項としまして、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第6条に基づき、審議会の議決を要しない届出の報告が1件ございますので、御説明をさせていただきます。

お手元の資料、審議会の次第に連なる資料でございます。24ページを御覧いただきたいと存じます。こちらが、ニトリ草津栗東店の変更届出の概要でございます。

平成25年12月24日に届出されたものでございまして、場所は次のページに地図がございすけれども、JR草津駅の駅前の県道と国道1号の交差点から国道1号沿いに約300メートル北東に進んだ所でございす。届出の内容は、24ページにございす出入口の位置の変更ということで、26ページが変更前、27ページが変更後ということで、図面を御覧いただきながら説明したいと思います。

変更前の入口No. 4でございすますが、これは国道1号から私道に入ってすぐの所にございしました。今回の変更は27ページでございすけれども、私道の奥にマンションが建つという関係で、私道が道交法上の市道に供用開始されるということに伴いまして、市道と国道1号の接続部分が道交法上の道路交差点となったために、駐車場法施行令によりまして、出入口を交差点の側端から5メートル以上離さなければならなくなりました。そこで、変更後の位置に入口を移動させるというものでございす。

変更後の入口は、直接国道1号に面しますが、従前と同じく入口専用で、誘導経路の計画の変更はございせん。また、変更後の入口の正面にはポストコーンが設置されておりまして、物理的にも右折の入庫ができないと、そういう構造でございす。

当該案件につきましては、30ページの議決を経ない報告事項の判断基準の⑩に該当いたしますので、交通の専門の委員に御確認をいただいた上で、会長と協議をさせていただきまして、報告事項とさせていただいております。

以上でございす。

○会長：はい、ありがとうございました。

今の事務局の報告について、質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。

他に、事務局から報告事項等があればお願いいたします。

○事務局：それから、連絡事項として、28ページを御覧いただきたいと存じます。次回審議会の審議または報告予定案件でございす。

次回でございすますが、5件、新設が3件と変更が2件でございす。一覧表の左側から順番に御説明させていただきたいと存じます。一番左が犬上郡豊郷町で営業をしておりますピアゴ豊郷店の変更届出でございす。届出の内容は、営業時間および駐車時間帯の変更でございまして、具体的には現在基本的に午前10時から、年間90日間に限り午前9時からという営業時間を、年間を通して午前9時からとし、それに合わせまし

て、駐車利用時間も1時間早く、午前8時30分から使用できるように変更するというものでございます。

先ほど御覧いただきました判断基準の⑦営業時間の変更のうち、開店時刻の午前7時までの繰上げ、それと⑧駐車場利用時間の変更のうち、午前7時まで繰上げに該当しますので、騒音が御専門の委員に御確認させていただいた上で、会長と御相談させていただき、審議案件とするかどうかを決定させていただきたいというふうに考えております。

次に、湖南省で営業を予定しておりますイオンタウン湖南でございます。こちらは、新設届出でございますので、御審議をいただく案件でございます。この案件でございますが、店舗面積が2万平米を超える大規模な計画でございますので、審議会の前にあらかじめ現地調査をお願いしたいと考えております。日程につきましては、追って調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、彦根市で営業を予定しております（仮称）バロー南彦根店でございます。こちらも新設の届出でございますので、審議とさせていただきます。

次に、長浜市で営業を予定しております（仮称）平和堂新長浜店でございます。こちらも新設でございますので、同様に御審議をお願いいたします。

最後に、彦根市で営業しているハイパーブックス彦根の増床の変更届出でございます。報告案件の判断基準のいずれにも該当いたしませんので、御審議をお願いするものでございます。

簡単でございますけれども、次回の予定案件を説明させていただきました。

○会長：はい、ありがとうございました。

今回の審議案件は2件でしたが、次回は4件か5件かということで、次回はハードになるかと思ひます。

○事務局：次回の審議会の予定でございますけれども、10月下旬の開催を予定させていただいております。先ほど申しましたイオンタウン湖南の現地調査の日程と併せまして、後日調整をさせていただきたいと存じますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○会長：はい。次回は10月下旬ということですね。

それでは、これで本日の会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

○事務局：本日は長時間にわたりまして御審議を賜りまして、大変ありがとうございました。また、次回もよろしくお願い申し上げます。

〔午後 3時02分 閉会〕